

平成25年 2月 吉日

県営住宅入居者の皆様へ

長崎県住宅供給公社

## 県営住宅退去補修費の精算方法の変更について

県営住宅入居者の皆様には、平素よりその維持管理にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。さて、公社では退去補修費の未払いが発生していることから、平成25年4月1日退去届出分より県営住宅退去補修費の精算方法について、変更することといたします。

変更される内容は、

1. 畳・襖補修費の「退去検査時 前払い」
2. 塗装・建築補修費は退去検査時に見積し、公社から納付書を発行
3. 納付書の記載金額を、指定金融機関で納入期限日までに公社に支払う
4. 県外(県内遠隔地含む)退去者の方は、退去検査時全額前払い

となります。

**裏面**に従来と変更後の流れの違いを比較しておりますので、ご理解の程よろしく願いいたします。

● これまでの流れ  
(平成24年度まで)

● 変更後の流れ  
(平成25年度より)

<p>1. 退去者からの連絡</p>	<p>1. 退去者からの連絡</p>
<p style="text-align: right;">1週間程度</p>	<p style="text-align: right;">1週間程度</p>
<p>2. 退去届の提出</p>	<p>2. 退去届の提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 畳・襖補修費前払いのための<b>概算金額</b>確認。</li> <li>◆ 県外・県内遠隔地退去者は申し出ること。 (※退去検査時に補修費<b>全額精算</b>のため) 退去届は提出時仮受理とし、畳・襖補修費前払い後、本受理となります。 (※県外・県内遠隔地退去者は全額精算後、本受理)</li> </ul>
<p style="text-align: right;">2週間程度</p>	<p style="text-align: right;">2週間程度</p>
<p>3. 退去検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 補修費後払い 退去補修工事完了後、畳・襖塗装・建築補修業者より請求書が送られてきた後、補修業者振込口座に納付。</li> </ul>	<p>3. 退去検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 畳・襖補修費前払い(<b>概算金額</b>持参のこと) 畳・襖については、立会業者が現金受取の上領収書を渡します。 (※ただし県外・県内遠隔地退去者は<b>全額精算</b>)</li> <li>◆ 塗装・建築補修費の納付書支払い 塗装・建築については公社の納付書により指定納入期限(検査より3週間以内)までに支払っていただきます。 (※ただし県外・県内遠隔地退去者を除く)</li> </ul>

参考:**概算金額** = 畳 1帖 約5,000円、半帖 約3,500円

襖大1枚 約3,000円(戸襖片面も同じ)、天袋1枚 約1,500円

上記各単価×枚数程度

※ただし、入居者原因の汚損・破損がある場合、追加料金が発生する場合があります。

**全額精算** = おおむね15～30万円程度

※退去される住宅の必要な補修の程度等により異なりますので多めの準備をお願いします。